令和４年度（２０２２年度）戸建木造住宅

耐震改修事業
利用の手引き

申請者（市民の皆様）向け

- 熊本市戸建木造住宅耐震改修事業 -

耐震シェルター工事編

○　熊本市の戸建木造住宅の耐震化事業　・・・　P1
○　耐震シェルター工事の利用について　・・・　P2
　１．申し込みの前に確認すること　・・・　P2
　２．補助事業の流れ　・・・　P4
　３．事業の実施　・・・　P4
　４．その他の手続きについて　・・・　P8
　５．住民票等の入手先　・・・　P9
○　記入例　・・・　P12
○　よくある質問　・・・　P18

お問合わせ先

熊本市　住宅政策課　（市役所９階）

〒860-8601
住所：熊本市中央区手取本町１番１号
電話番号　：０９６－３２８－２４４９
FAX 番号：０９６－３５９－６９７８
メールアドレス：jutakuseisaku@city.kumamoto.lg.jp

熊本市の戸建木造住宅の耐震化事業

熊本市では、**平成 12 年 5 月 31 日以前**の戸建木造住宅の耐震化に対する支援を行います。
今後起こりうる地震に備え、お住まいの耐震化をご検討ください。

耐震診断

耐震診断士がご自宅に伺い、目視及び図面等により住宅を調査し、耐震性を評価します。

派遣

耐震診断に要する費用
5,500 円（定額）



補強

設計改修一括

耐震診断士が行った補強設計・工事監理及び改修工事を一括で実施した場合が補助の対象です。

補助

補助金額の算定については改修工事費用の 4/5 以内（上限 100 万円）

※設計改修一括の補助から補強計画設計のみ（費用の２/３以内で上限１４万円の補助）に切り替えることも可能です。その後、耐震改修工事を行う場合は補強計画設計と耐震改修工事の補助（費用の１/２以内で上限６０万円の補助）合わせて 74 万円が上限となりますのでご注意ください。

建替え

建替え設計工事一括

同一敷地での建替えが対象です。※熊本地震による被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象の住宅は対象外となります。

補助

建替え工事費用の 4/5 以内（上限 100 万円）

部分補強

耐震シェルター

睡眠スペース等を守るための装置を、寝室など住宅の一部に設置します。

補助

費用の 1/2 以内（上限 20 万円）

★熊本市から施工会社へ補助金を直接支払うことができます！（代理受領制度）
申込者の皆様が準備する資金は、工事等の費用から補助金額を除いた額となります。

●耐震シェルター工事の利用について

事業概要

本事業（耐震シェルター工事）は、耐震診断の結果、上部構造評点１．０未満と評価された住宅に耐震シェルターを設置する所有者等に対し、その費用の一部を補助するものです。

１．申込みの前に確認すること

（１）補助の対象となる住宅

補助金の交付対象となる住宅は、耐震診断士が耐震診断を実施し、上部構造評点が１．０未満と評価されたもので、次の条件をすべて満たすものです。

１．熊本市内にある、人が住んでいる又は住む見込みがある戸建木造住宅
（併用住宅の場合、店舗等の床面積が延床面積の２分の１未満のもの）

２．在来軸組構法又は伝統的構法によって建てられたもの

３．**３階建てまで**のもの

４．**平成１２年５月３１日以前**に着工したもの
（昭和５６年６月１日以降に着工したものは、熊本地震による罹災証明書を取得されているものや被害写真等により被害が確認できるもの）

５．**平成１２年６月１日以降に増築した場合、**増築部分の床面積が延床面積の２分の１以下のもの

６．過去に、この事業又は他の事業の補助金等の交付を受けて耐震シェルター工事を行ったことがないもの

７．原則として、建築基準法に係る違反のないもの

（２）補助の対象になる方

補助金の交付の対象になる方は、以下の条件をすべて満たす必要があります。

１．住宅の所有者
（特別な理由で所有者による申し込みが不可能な方はご相談ください。なお、貸家等の所有者が申し込みを行う場合、賃借人の同意が必要となります。）

２．市税の滞納が無いこと

（３）補助金額

１戸あたりの補助金の額は、次のとおりです。

耐震シェルター工事に要した費用の**２分の１以内 かつ 上限２０万円**（千円未満は切捨て）

（４）申請期間と事業の完了期限、募集戸数

受付期間：令和４年（２０２２年）４月２０日（水）から５月１１日（水）
※当日消印有効

申請方法：住宅政策課へ申請書等を原則郵送でご提出ください。
また、令和４年度より申請者本人からのみの電子申請が可能となりましたので、
詳細は市ホームページまたはお電話にてお尋ねください。
※持参を希望される場合は、まずはお電話にて事前にご相談ください。

募集戸数：２戸程度
※先着順で受付を行い、募集戸数に達した場合は終了とします。

完了期限（完了実績報告書の提出期限）：**令和５年（２０２３年）１月３１日（火）まで**

（５）印鑑

申請書類に使用する印鑑は、認印で結構です。ただし、浸透印（シャチハタ等）は使用できません。各書類共に同じ印鑑を使用してください。

（６）書類の作成等については施工会社等へご相談ください

本事業では、いくつかの申請書類（補助金交付申請書、完了実績報告書など）の作成や工事写真の撮影などを行わなければなりません。申請書類の作成については、耐震シェルターの工事を依頼される施工会社へ依頼することでスムーズに事業を進めることができます。

なお、申請書類や建築士向けの事業マニュアルは、熊本市ホームページに掲載しています。

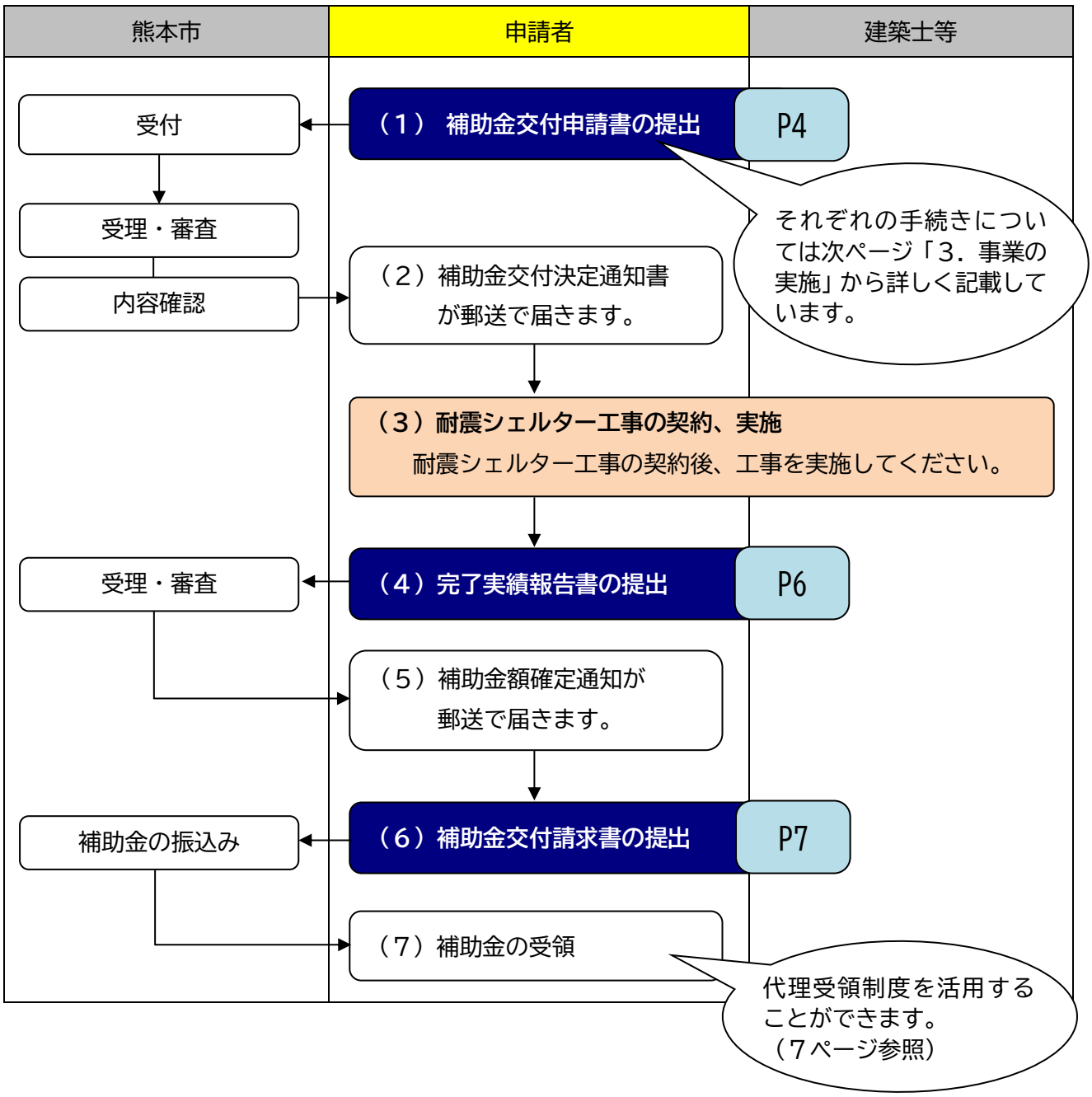
（７）補助の対象となる耐震シェルター工事

次のいずれかに該当する耐震シェルター又は防災ベッドを設置する工事を補助対象とする。

① 他都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受け、その都道府県で補助対象工法として認められたもの
② 国土交通大臣又は公的機関の認定・試験等によりその性能が評価されたもの

※補助金交付申請の際に①または②に該当することを示す資料を提出していただく必要があります。
補助の対象となるか不明なものは、熊本市へご相談ください。

２．補助事業の流れ


熊本市
申請者
建築士等
受付
（１） 補助金交付申請書の提出
P4
それぞれの手続きについては次ページ「３．事業の実施」から詳しく記載しています。
受理・審査
内容確認
（２）補助金交付決定通知書が郵送で届きます。
（３）耐震シェルター工事の契約、実施
耐震シェルター工事の契約後、工事を実施してください。
受理・審査
（４）完了実績報告書の提出
P6
（５）補助金額確定通知が郵送で届きます。
補助金の振込み
（６）補助金交付請求書の提出
P7
（７）補助金の受領
代理受領制度を活用することができます。
（７ページ参照）

３．事業の実施

（１）補助金交付申請書の提出

最初に行う補助金の申請の手続きです。

※委任状を添付することで、依頼する施工会社の方が書類を提出することができます。

申請者 （建築士）	次の書類を用意し、申請者または依頼する施工会社の方が提出してください。 申請書類の作成が困難なものは、依頼する施工会社へ相談されてください。

受付開始日：令和４年（２０２２年）４月２０日（水）※先着順で受付を行います。

提出方法：住宅政策課へ申請書等を原則郵送でご提出ください。

また、令和４年度より申請者本人からのみの電子申請が可能となりましたので、詳細は市ホームページまたはお電話にてお尋ねください。

※持参を希望される場合は、まずはお電話にて事前にご相談ください。

提出先：〒８６０－８６０１　熊本市中央区手取本町１－１　住宅政策課

◆交付申請書及び添付書類

確認欄	提出書類	入手先
	（１）補助金交付申請書（様式第１９号）　記入例 12 ページ	施工会社へ相談
	（２）事業計画書（別紙１）　記入例 13、14 ページ	施工会社へ相談
	（３）耐震シェルター工事の見積書の写し	施工会社へ相談
	（４）申請者の住民票の写し ※居住者が別にいる場合は、居住者の住民票の写し	９ページ参照
	（５）住宅の所有者がわかる書類の写し （登記事項証明書）	９ページ参照
	（６）市税の滞納が無いことの証明書の写し	９ページ参照
	（７）補助事業の実施に係る同意書（別紙２）　記入例 15 ページ ※共有者又は賃借人がいる場合に提出	申請者が準備
	（８）建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの ※（５）により建築年が確認できる場合は省略可能。	１０ページ参照
	（９）昭和５６年６月１日以降に着工したものの場合は、罹災証明書又は罹災報告書（派遣要綱様式第２号）　記入例 17ページ	申請者が準備
	（１０）耐震診断の結果報告書の写し ※表紙だけではなく、報告書一式の写し	申請者が準備
	（１１）現況写真（外観写真２方向以上）	申請者が準備
	（１２）耐震シェルターの設置予定場所の写真	施工会社へ相談
	（１３）補助対象住宅の平面図 （耐震シェルターの設置場所を示したもの）	施工会社へ相談
	（１４）補助対象となる耐震シェルターであることがわかるもの	施工会社へ相談
	（１５）委任状（別紙３）　記入例１６ページ ※耐震診断士に手続きを委任する場合に提出	施工会社へ相談

（２）補助金交付決定通知書が郵送で届きます

補助金交付申請書の提出後、熊本市は申請された住宅が補助対象となるかを、提出書類により審査を行います。（審査には通常３週間程度かかります）

提出書類の審査・補助金額の査定が済みましたら、市から補助金交付決定通知書を郵送します。

（３）耐震シェルター工事の契約及び実施

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震シェルター工事の契約を結び、工事を実施してください。

★補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず、補助金交付決定通知書の日付以降に契約を結んでください。

（４）完了実績報告書の提出

完了実績報告書を提出してください。

※委任状を提出していれば、施工会社の方が書類を提出することができます。

申請者 （建築士）	次の書類を用意し、提出ください。

提出方法：住宅政策課へ申請書等を原則郵送でご提出ください。

※持参を希望される場合は、まずはお電話にて事前にご相談ください。

提出場所：〒８６０－８６０１　熊本市中央区手取本町１－１　住宅政策課

提出期限：令和５年（２０２３年）１月３１日（火）まで

◆完了実績報告書及び添付書類

確認欄	提出書類	入手先
	（１）完了実績報告書（様式第２０号）	施工会社へ相談
	（２）耐震シェルター工事に係る契約書の写し	施工会社へ相談
	（３）耐震シェルター工事着手前、実施中及び完了後の状況が確認できる写真	施工会社へ相談

（５）補助金額確定通知書が郵送で届きます

完了実績報告書の提出後、本市が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

（６）補助金交付請求書の提出

補助金額確定通知が届いたら、補助金交付請求書を提出してください。
※委任状を提出していれば、施工会社の方が書類を提出することができます。

申請者 （建築士）	次の書類を用意し、提出ください。

提出方法：住宅政策課へ申請書等を原則郵送でご提出ください。
※持参を希望される場合は、まずはお電話にて事前にご相談ください。
提出場所：〒８６０－８６０１　熊本市中央区手取本町１－１　住宅政策課
提出期限：令和５年（２０２３年）３月３１日（金）まで

◆補助金交付請求書及び添付書類

確認欄	提出書類	入手先
	（１）補助金交付請求書（様式第１１号）	施工会社へ相談
	（２）耐震シェルター工事の領収書の写し	施工会社へ相談

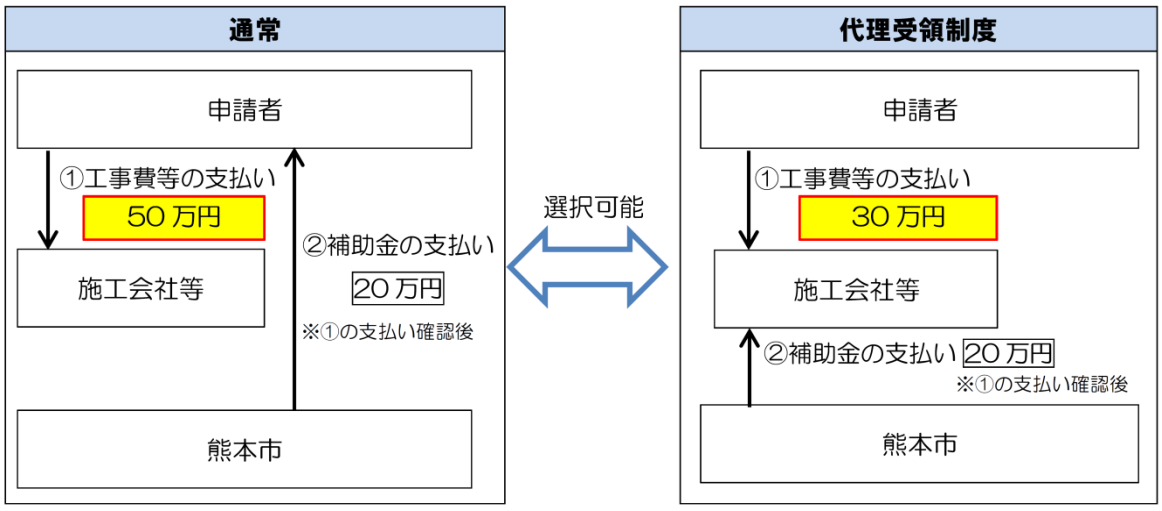
（７）補助金の受領

補助金交付請求書を提出してから通常２週間程度で指定された口座に補助金が振り込まれます。
熊本市から入金済みの連絡は行いません。通帳を確認していただき、補助金が振り込まれていたら本事業は完了となります。

★代理受領制度について

熊本市が直接、施工会社等へ補助金を支払うことができるようになりました。代理受領制度の活用については、施工会社へご相談ください。

●工事費５０万円、補助金２０万円の場合の例



４．その他の手続きについて

◆ 申請内容が変更になった場合

耐震シェルター工事の途中で、申請した内容（費用、工期等）に変更があったときは、変更の手続きが必要な場合がありますので、施工会社にご相談いただくか、住宅政策課までお問合せください。

◆ 辞退をする場合

補助事業を途中で辞退する場合は、辞退届を提出する必要があります。

その場合、補助金を受け取ることができません。また、既に施工会社などが業務を行っている場合の費用は申請者の負担となりますのでご注意ください。

辞退届の様式は、建築士にご相談いただくか、住宅政策課までお問合せください。

５．住民票等の入手先

◆住民票の写し

各区の区役所区民課および出張所等で取得する場合

受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分

※土曜、日曜、祭日の場合は市役所１階時間外証明窓口（午前９時～午後７時）で取得可能

※市内にお住まいの方は、お住まいの区以外の窓口でも入手できます。

手数料：４００円（窓口で入手される場合、熊本地震に関するり災証明を取得されていれば手数料はかかりません。）

必要なもの：本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

証明書コンビニ交付サービスで取得する場合

サービス提供時間：午前６時３０分～午後１１時００分

必要なもの：個人番号カード（マイナンバーカード）

手数料：２００円

詳しくは、中央区役所 区民課（０９６-３２８－２２４０）など、お近くの区役所、出張所にお尋ねください。

◆住宅の所有者がわかるものの写し（登記事項証明書の写し※）

登記事項証明書

入手先：法務局（Ｐ１５を参照ください）

手数料等については、法務局に直接ご確認ください。

（※住宅の登記がされていない場合）固定資産証明書

入手先：中央区役所は市民税課、その他の区役所（北・南・東・西）は税務室および出張所等

（市内にお住まいの方は、お住まいの区以外の窓口でも入手できます。）

必要なもの：印鑑、本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

手数料：４００円（窓口で入手される場合、熊本地震に関するり災証明を取得されていれば手数料はかかりません。）

◆市税の滞納が無いことの証明書の写し

入手先：中央区役所は市民税課、その他の区役所（北・南・東・西）は税務室（市内にお住まいの方は、お住まいの区以外でも入手できます。）

（各区の区役所区民課や出張所等では入手できません。）

必要なもの：印鑑、本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証など）

手数料：４００円（窓口で入手される場合、熊本地震に関するり災証明を取得されていれば手数料はかかりません。）

◆住宅の建築確認通知書（建築確認済証）の写し

※登記事項証明書により建築年が確認できる場合は不要

①ご自宅に保管されている場合は、その写しを提出してください。

②ご自宅にない場合は下記の方法により通知書を発行できますので、その写しを提出してください。

〇入手先：市役所１１階 建築指導課

〇必要なもの：新築時の住宅の所有者や地番、建築年がわかるもの

〇手数料：300 円

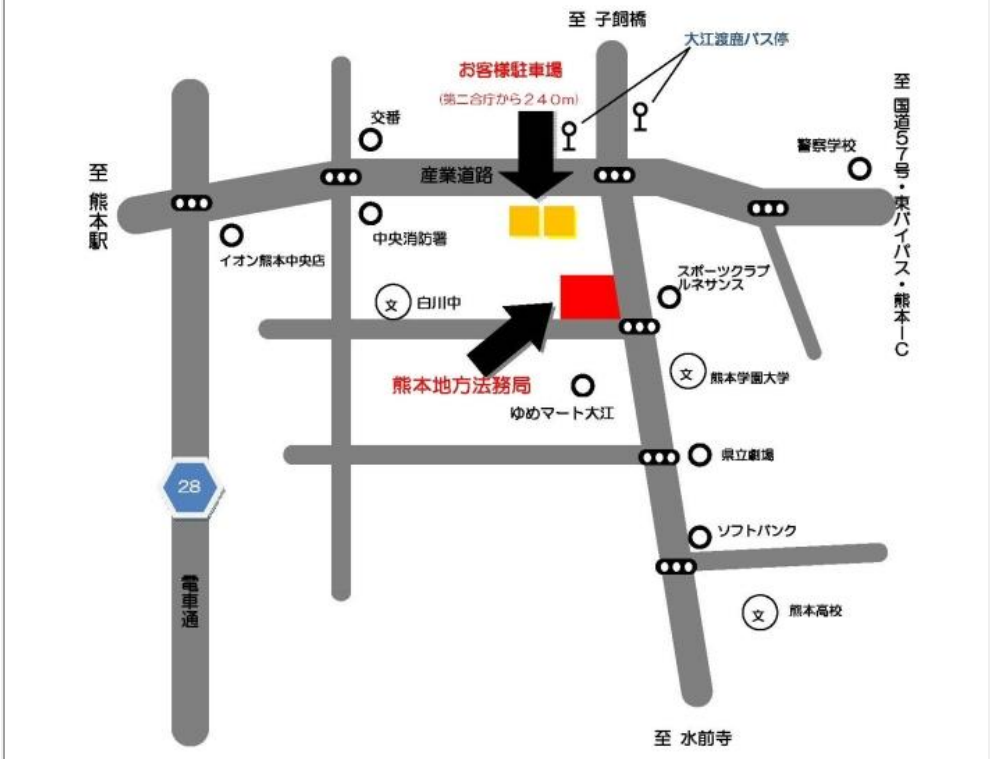
※昭和 46 年以降に建築確認申請を行い、建築された住宅が対象です。

※住宅の所有者がわかるものの写し（登記事項証明書、固定資産証明書等）により建築年が確認できる場合は省略可能。

ご不明な点は、住宅政策課　（096-328-2449）までお問い合わせください。

登記事項証明書の入手先

登記事項証明書については、熊本地方法務局（本局）で入手してください。

案内図	
郵便番号 **所在地** **電話番号** **取扱時間**	〒862-0971 熊本市中央区大江３丁目１－５３熊本第二合同庁舎 096（364）2145 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
交通手段	１「熊本駅前」から熊本都市バス第一環状線（大学病院方面）３０分 「大江渡鹿（おおえとろく）」下車，徒歩３分 ２「桜町バスターミナル」から２０分「大江渡鹿（おおえとろく）」下車， 徒歩３分 九州産交バス利用：小山団地行，戸島駐車場前行，トラックターミナル前行 免許センター行 熊本都市バス利用：水前寺駅北口行，県立劇場前行、長嶺小学校前行， 画図橋行，水前寺鳥居前行 ３ 九州自動車道熊本ＩＣから国道５７号東バイパス，産業道路へ右折 熊本第二合同庁舎案内板を左折，車２０分

※法務局ホームページより

戸建木造住宅【改修】
様式第１８号（第４条関係）

記入例

捨印を押印

年　月　日

提出時に記入

熊本市長　大西　一史　様

申請者　住所　熊本市中央区手取本町１番１号

「住民票」の住所を記入してください。

氏名　熊本　太郎　印

電話番号　０９６－１１１－１１１１

本事業で使用する印鑑は、今後、すべてこの印鑑を使用していただくことになります。

補助金交付申請書

（　耐震シェルター工事　）

熊本市戸建木造住宅耐震改修事業の補助金の交付を受けたいので、熊本市戸建木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第４条第１項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　対象住宅
　所在地（地番）　熊本市　中央区　手取本町１１１０

「登記事項証明書」又は「固定資産証明書」等の地番を記入してください。

２　補助対象経費　金　４００，０００　円

３　補助金交付申請額　金　２００，０００　円

P14「交付申請額の算定」で算出した額を記入してください。

４　完了予定日　２０２３年1月31日

２０２３年１月３１日と記入してください。

５　添付書類

書類 ＼ 分類	確認欄
(1)　事業計画書（別紙１）	
(2)　耐震シェルター工事の見積書の写し	
(3)　住民票の写し	
(4)　住宅の所有者がわかる書類の写し（登記事項証明書）	
(5)　市税の滞納がないことの証明書の写し	
(6)　補助対象住宅に共有者又は賃借人がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書（別紙２）	
(7)　建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの ※(4)により建築年が確認できる場合は省略可能。	
(8)　昭和５６年６月１日以降に着工したものの場合は、災害対策基本法に基づく罹災証明書又は罹災報告書（派遣要綱様式第２号）	
(9)　耐震診断結果報告書の写し	
(10)　現況写真（外観写真２方向以上）	
(11) 耐震シェルターの設置予定場所の写真	
(12) 補助対象住宅の平面図（耐震シェルターの設置場所を示したもの）	
(13) 実施要綱第２条第１１号に規定する耐震シェルターであることがわかるもの	
(14) 手続きを委任する場合は、委任状（別紙３）	
(16) その他市長が必要と認める書類	

戸建木造住宅【改修】　（第一面）

別紙１（様式第１号、様式第１５号、様式第１８号関係）

事業計画書（設計改修一括、建替え設計工事一括、耐震シェルター工事）

申請者	住　所	熊本市中央区手取本町１番１号				「住民票」の住所を記入してください。
	氏　名	熊本　太郎				
住宅概要	所在地（地番）	熊本市　中央区　手取本町１１１０				「登記事項証明書」等の地番を記入してください。
	用　途	■ 一戸建て住宅 □ 貸家 □ 併用住宅（　□店舗　□事務所　□その他（　　））				
	階　数	□ 平屋 ■ ２階建て □ ３階建て				
	規模・床面積			住宅部分	住宅以外の部分	小計	合計
		昭和56年5月31日以前に着工した部分	１階	70.39 m²	0 m²	70.39 m²	99.27 m²
			２階	28.88 m²	0 m²	28.88 m²	
			３階	0 m²	0 m²	0 m²	
		昭和56年6月1日以降、平成12年5月31日以前に増築した部分	１階	14.23 m²	0 m²	14.23 m²	14.23 m²
			２階	0 m²	0 m²	0 m²	
			３階	0 m²	0 m²	0 m²	
		平成12年6月1日以降に増築した部分	１階	0 m²	0 m²	0 m²	0 m²
			２階	0 m²	0 m²	0 m²	
			３階	0 m²	0 m²	0 m²	
		１階計		84.62 m²	0 m²		
		２階計		28.88 m²	0 m²		
		３階計		0 m²	0 m²		
		小　計		113.50 m²	0 m²	延床面積	113.50 m²
	建築年月日	昭和５４年　４月３０日					
	建築確認	昭和５４年　１月３１日　（第　１２３４　号）					
耐震診断の概要	熊本市の制度の利用	■ 有り（令和元年度） □ 無し					
	現況の耐震診断結果（上部構造評点）	１階X方向	１階Y方向	２階X方向	２階Y方向		
		０．３５	０．４３	０．８３	０．９１		
		３階X方向	３階Y方向				

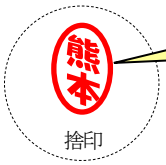
設計改修一括は（第二面）、建替え設計工事一括は（第三面）、耐震シェルター工事は（第四面）に続く

<table>
<tr><td rowspan="2">耐震診断を実施した建築士の概要</td><td>建築士事務所</td><td colspan="3">（ 熊本県 ）知事登録　第００００５号
事務所名　株式会社　ひごまる一級建築士事務所
住　所　　熊本市中央区熊本城１番１号
電話番号　０９６－１１１－２２２２</td></tr>
<tr><td>建築士</td><td colspan="3">（ 一級 ）建築士（ 国土交通大臣 ）登録　第０００００００号
氏　名　肥後　二郎</td></tr>
<tr><td>耐震シェルター施工予定者の概要</td><td colspan="4">会社名　　ひごまる工務店
住　所　　熊本市中央区熊本城２番１号
電話番号　０９６－１１１－３３３３
担当者　　肥後　三郎</td></tr>
<tr><td rowspan="4">交付申請額の算定</td><td>見積額
（消費税を含む）</td><td>耐震シェルター工事費用</td><td colspan="2">６５０，０００　円（①）</td></tr>
<tr><td>補助対象経費の上限額</td><td colspan="3">４００，０００　円（②）</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td colspan="3">①　②のうち最小の額（注１）
４００，０００　円（A）</td></tr>
<tr><td>交付申請額
（＝A×１／２）</td><td colspan="3">２００，０００　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">着手予定日</td><td colspan="3">２０２２年　６月　１日</td></tr>
<tr><td colspan="2">完了予定日</td><td colspan="3">２０２３年　１月３１日</td></tr>
<tr><td colspan="5">備考
２０２３年１月３１日と記入してください。</td></tr>
</table>

（注１）補助対象経費は、２千円の倍数となるよう端数を切り捨てた額とすること。

様式は、耐震診断士又は住宅政策課にお問い合わせください。
申請住宅に「共有者」又は「賃借人」がいない場合、この書類を提出する必要はありません

戸建木造住宅【改修】
別紙２（様式第１号様式第１４号、
様式第１５号、様式第１８号）



捨印を押印

年　月　日

提出時に記入

熊本市長　大西　一史　様

補助事業の実施に係る同意書

（　設計改修一括　・　耐震改修工事　・　建替え設計工事一括　・　耐震シェルター工事）

下記の住宅について、熊本市戸建木造住宅耐震改修事業を実施することに同意します。
また、事業の円滑な実施のため、必要に応じ協力をいたします。

記

１　対象住宅
　所在地（地番）　　熊本市　中央区　手取本町１１１０

２　共有者等

住所　熊本市　中央区手取本町１番１号

氏名　　熊本　花子　　印



共有者、賃借人がいる場合に記入してください。
※印鑑は申請者と異なるものを使用して下さい

住所

氏名　　印

住所

氏名　　印

住所

氏名　　印

※対象住宅に共有者又は賃借人がいる場合は、同意を得て２に記入すること。

戸建木造住宅【改修】
別紙３（様式第１号様式第１４号、
様式第１５号、様式第１８号）



捨印を押印

年　月　日

提出時に記入

熊本市長　大西　一史　様

委　任　状

（　設計改修一括　・　耐震改修工事　・　建替え設計工事一括　・　耐震シェルター工事）

私は、＿＿＿肥後　二郎＿＿＿を代理者（窓口に来る方）と定め、下記の事項を委任しました。

1．熊本市戸建木造住宅耐震改修事業に係る２に示す申請及び報告等の内、各事業に必要な手続の一切を委任される場合は、下記の事項に○をつけてください。

○	熊本市戸建木造住宅耐震改修事業に係る２に示す申請及び報告等の手続における一切を委任

2．熊本市戸建木造住宅耐震改修事業に係る申請及び報告等の手続のうち一部を委任する場合は、下記の項目の中から該当する事項に○をつけてください。

	交付申請（第4条）		変更申請（第7条）
	補助事業の中止又は廃止（第8条）		状況報告（第１０条）
	補強計画設計の報告（第１１条）		建替え工事の着手届（第１４条）
	完了実績報告（第１５条）		補助金の請求及び交付（第１７条）
	完了後の報告等（第２１条）		

対象住宅の所在地（地番）　熊本市　中央区　手取本町１１１０

申請者（委任する方）

住所　熊本市中央区手取本町１番１号

氏名　熊本　太郎　

代理者（窓口に来る方）

住所　熊本市中央区熊本城１番１号

会社名　株式会社　ひごまる一級建築士事務所

氏名　肥後　二郎　

診断士派遣【要綱】
様式第２号（第３条関係）

様式は、耐震診断士又は住宅政策課にお問い合わせください。
申請住宅が「昭和５６年５月３１日以前に着工したもの」又は「り災証明書がある場合」は、この書類を提出する必要はありません。

年　月　日

提出時に記入

熊本市長　大西　一史　様

申込者　熊本市中央区手取本町１番１号

氏名　熊本　太郎　印

罹災報告書

下記のとおり、平成２８年熊本地震により罹災したことを報告します。

記

１　住宅の所在地　　熊本市　中央区　手取本町１１１０

２　被害概要

３　添付書類　（次のいずれかの書類を添付）
（1）被災状況を記録した写真
（2）被害の修復に要した経費を証する書類
（3）建築士による被災状況確認証明書（別紙）
（4）その他市長が必要と認める書類



○基礎のクラック



○クロスの割れ

地震の被害が分かる写真（２～３枚程度）をA4の紙などに貼り付けて、添付してください。

よくある質問

【対象となる住宅について】

問１．木造の店舗や事務所、アパートなどは補助対象とならないのか。

答：店舗や事務所、アパートなどは補助対象となりません。
ただし、店舗等の用途を兼ねる住宅（店舗等の用途に供する部分の床面積が延床面積の２分の１未満のものに限る）については、戸建木造住宅に含むと定義しており、店舗部分も含めて事業対象となります。

問２．増築した部分がある場合、補助対象の取り扱いはどうなるのか。

答：補助対象となるのは、平成１２年５月３１日以前に工事着工した住宅ですが、平成１２年６月１日以降に着工した増築部分がある場合も既存部分、増築部分も含めた全体を補助対象とします。
ただし、平成１２年６月１日以降に増築した部分が延床面積の２分の１を超えている場合は、全体が事業の対象外となります。

問３．旧耐震基準とはなにか。

答：昭和５６年５月３１日以前に着工した住宅については建築基準法施行令の「耐震に関する構造関係規定（新耐震基準）」が施行される前の基準のことです。旧耐震基準で建てられた住宅は、新耐震基準（現行の建築基準法）を満たしていない可能が高いと考えられます。

問４．なぜ住宅の条件の基準日が平成１２年５月３１日なのか。

答：昭和５６年６月１日以降の耐震基準で建てられた住宅であっても、平成１２年５月３１日以前に着工した住宅については柱と梁の接合部仕様等が明確化される前に建てられており、熊本地震においても被害がみられたためです。

問５．申請住宅に現に居住者がいない場合は補助対象とならないのか。

答：現に居住者がいない場合は、誓約書（耐震シェルター工事後にすみやかに住むことを示したもの）を提出し、耐震シェルター工事後に申請住宅に住む意志を示したものについては住む見込がある住宅として補助対象としています。誓約書の他に、現に住んでいる場所の住民票などの提出が必要です。

問６．貸家は補助対象とならないのか。

答：貸家も補助対象となります。この場合、申込者は所有者となりますが、賃借人にも耐震シェルター工事の実施について同意を得て、同意書（P.15）の提出が必要です。

【申請者について】

問７．住宅の所有者以外が本事業へ申込むことは可能か。

答：原則として、申請者は住宅の所有者としていますが、やむを得ない場合（所有者の死亡、障がい、入院など）は必要な書類を提出することで、代理の方でも補助対象者とすることができます。

問８．代理者として認められるのは誰か。

答：代理者として認められるのは、配偶者または２親等以内（父母、子、兄弟、姉妹など）の方です。

問９．住宅の所有者が故人である場合、所有権移転登記等は必要となるか。

答：問７、問８の条件で、代理者と認められた場合は、必要な書類を提出することで、所有権移転登記等を行わずに、代理者による申請が可能です。

問１０．共有者とは何か。また、共有者が故人の場合はどうなるのか。

答：対象住宅の登記簿上の所有者（権利者）のことです。共有者が故人の場合は、除籍謄本など、その方が亡くなられていることが分かる書類の添付が必要となります。

【補助対象工事について】

問１１．既に着手あるいは完了している耐震シェルター工事は、補助対象となるのか。

答：補助対象になりません。必ず、着手前に申請を行い、交付決定を受ける必要があります。

【その他】

問１２．補助金交付申請書等は郵送で提出してもいいのか。

答：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため原則郵送での提出をお願い致します。持参を希望される場合はご相談ください。

問１３．建築士や施工会社は自由に選べるのか。

答：建築士・施工者には特に条件はなく、自由に選ぶことができます。ただし、補助対象となる耐震シェルターには決まりがありますので、ご注意ください。

問１４．耐震シェルター工事の補助を受けた後、設計改修一括や建替え設計工事一括の補助は活用できるか。

答：補助は活用できます。ただし、補助金の額は、耐震シェルター工事の補助金の額を差し引いた額（千円未満は切捨て）となります。